

補助金等一覧表

| No. | 名称 | 交付の目的 | 交付先 | 交付対象 | 補助率・補助額 | 補助率等の算定方法 | R6当初予算額(円) | R6補正(流用)額(円) | R6決算額(円) | R6実績(件数) | R7当初予算額(円) | 例規名称 | 所管部等 | 所管課等 | 新設・廃止 |
|-----|---------------------|---|--|----------|---------|---|------------|--------------|-----------|----------|------------|--------------------------|-------|---------|-------|
| 1 | 大東市自主防災組織助成金 | 地域住民が自ら防災活動を行うために自治区等により組織された自主防災組織の育成及び活動を助成するもの | 自主防災組織 | 団体:運営費補助 | その他 | ・活動助成(金額) 上限50,000円 ・建築助成(定率) 建築費用の1/2で上限1,000,000円 | 3,000,000 | △ 500,000 | 1,250,000 | 25 | 4,000,000 | 大東市自主防災組織助成要綱 | 危機管理室 | 危機管理室 | |
| 2 | 大東市消防分団車庫建設事業補助金 | 地域における防災活動の推進を図るため、本市の消防分団が使用する消防ポンプ車の車庫を建設する自治会に交付金を助成するもの | 自治会 | 団体:ハード補助 | 定率補助 | 事業費の1/2 上限1,500,000円(新築)、500,000円(増築) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市消防分団車庫建設事業補助金交付要綱 | 危機管理室 | 危機管理室 | |
| 3 | コミュニティ助成事業に関する補助金 | 大災害から地域住民を守るため、防災資機材を整備することで、地域防災力の向上を図るもの | 自主防災組織の団体 | 団体:ソフト補助 | 定額補助 | 一般財団法人自治総合センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱の規定に基づき採択された額 | 2,000,000 | 0 | 2,000,000 | 1 | 0 | 大東市コミュニティ助成事業に関する補助金交付要綱 | 危機管理室 | 危機管理室 | |
| 4 | 火災共済見舞金 | 本市の市民が火災等により被害を受けた場合において、見舞金等をお渡しすることで市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とするもの | 火災共済に加入する者 | 個人 | 定額補助 | 全焼・全壊(1口):1,200,000円 半焼・半壊(1口):600,000円 部分焼・部分壊又は消火活動に伴う水・破損(1口):250,000円 その他(1口):30,000円 死亡弔慰金(死亡1人につき):600,000円 | 17,440,000 | 0 | 2,240,000 | 12 | 17,440,000 | 大東市火災共済条例 | 危機管理室 | 危機管理室 | |
| 5 | 市民会議準備会運営補助金 | 市民会議準備会を立ち上げた際の運営を支援するため | 大東市全世代地域市民会議準備会設立届受理証が交付された準備会 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 定額50,000円(1回限り交付) | 100,000 | | 0 | 0 | 0 | 大東市市民会議準備会運営補助金交付要綱 | 政策推進部 | 戦略企画課 | |
| 6 | 市民会議活動準備補助金 | 市民会議が行う事業の円滑な準備を支援するため | 全世代地域市民会議設立届受理証が交付された市民会議 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 定額100,000円(立上げ年度1回限り交付) | 100,000 | | 0 | 0 | 0 | 大東市市民会議活動準備補助金交付要綱 | 政策推進部 | 戦略企画課 | |
| 7 | 市民会議運営補助金 | 市民会議の運営を支援するため | 全世代地域市民会議設立届受理証が交付された市民会議 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 定額50,000円(毎年度交付) | 1,450,000 | △ 4,410,000 | 944,801 | 19 | 1,300,000 | 大東市市民会議運営補助金交付要綱 | 政策推進部 | 戦略企画課 | |
| 8 | 市民会議活動補助金 | 市民会議の活動を支援するため | 全世代地域市民会議設立届受理証が交付された市民会議 | 団体:その他 | 定率補助 | 1自治区市民会議 ・地区内居住者(小学生以上の人口の7割) 若しくは、地区内居住者で市民会議に賛同する人:300円/人 ・在勤者(市外在住であり、市民会議に賛同する人):200円/人 ・在学者(市外在住であり、市民会議に賛同する人):100円/人 2合区市民会議 ・合区市民会議に参加する自治区あたり100,000円。若しくは、下記イ、ロ、ハの合計額 イ)合区内居住者で市民会議に賛同する人:300円/人 ロ)合区内在勤者(市外在住であり、市民会議に賛同する人):200円/人 ハ)合区内在学者(市外在住であり、市民会議に賛同する人):100円/人 | 14,107,000 | | 7,983,940 | 19 | 12,790,000 | 大東市自治区市民会議活動補助金等交付要綱 | 政策推進部 | 戦略企画課 | |
| 9 | 大東市統計調査連絡協議会補助金 | 本市登録統計調査員の意識及び技術の向上のための研修会費用として使用するため | 大東市統計調査連絡協議会 | 団体:運営費補助 | 全額補助 | 200,000円を限度とする予算の範囲内 | 188,000 | 0 | 188,000 | 1 | 188,000 | 大東市統計調査連絡協議会補助金交付要綱 | 政策推進部 | 秘書広報課 | |
| 10 | 大東市地域経済循環創造事業補助金 | 民間事業者等の地域資源を活用した先進的で持続可能な事業への取組を促進し、地域での経済循環を創造するため | 民間事業者等 | 団体:その他 | その他 | 国庫交付金の額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市地域経済循環創造事業補助金交付要綱 | 政策推進部 | 公民連携推進室 | 廃止 |
| 11 | 大東市マイナンバーカード普及促進給付金 | 原油価格や物価高騰の影響又は新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた市民の生活支援を図るとともに、マイナンバーカードの取得及び公金受取口座の登録を促進し、行政手続のオンライン化による市民の利便性向上と行政の効率化を図る | 基準日時点において、以下の要件を全て満たす者 (1) マイナンバーカードの交付を受けていること。 (2) 公金受取口座の登録が完了していること。 (3) 本市の住民基本台帳に登録されていること。 | 個人 | 定額補助 | 3,000円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市マイナンバーカード普及促進給付金支給要綱 | 政策推進部 | デジタル推進課 | 廃止 |

| No. | 名称 | 交付の目的 | 交付先 | 交付対象 | 補助率・補助額 | 補助率等の算定方法 | R6当初予算額(円) | R6補正(流用)額(円) | R6決算額(円) | R6実績(件数) | R7当初予算額(円) | 例規名称 | 所管部等 | 所管課等 | 新設・廃止 | |
|-----|-------------------|--|--|----------|---------|---|------------|--------------|-----------|----------|------------|--------------------------|-------------------|---------|-------|--|
| 12 | 大東市物価高騰対策給付金 | 原油価格や物価高騰の影響を受けた市民の生活支援を図る | 基準日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、公金受取口座の登録が完了している者 | 個人 | 定額補助 | 合計:5,000円(当初分:3,000円+追加分:2,000円) (※当初分・追加分、別々に給付しているため、K列の件数については、総件数を計上) | 541,000 | 0 | 172,000 | 73 | 0 | 大東市物価高騰対策支援事業実施要綱 | 政策推進部 | デジタル推進課 | 廃止 | |
| 13 | 大東市職員互助会補助金 | 地方公務員法第42条に規定する厚生制度の実施にあたり、委任先の大東市職員互助会の事業経費の一部を補助することで、厚生制度の充実を図り、職員の元氣回復等に努めるものとするため | 大東市職員互助会 | 団体:その他 | 定額補助 | 互助会員数に1,800円を乗じた額 | 1,359,000 | 0 | 1,276,200 | 1 | 1,352,000 | 大東市職員互助会補助金交付要綱 | 総務部 | 人事課 | | |
| 14 | 大東市職員通信教育助成金 | 職員の自己啓発を促進し、職務遂行能力の向上及び士気の高揚を図るため | 本市が別に定める通信教育研修コースを受講し、修了した者 | 個人 | 定率補助 | 修了した研修コースの受講料の2分の1以内 | 50,000 | 0 | 8,250 | 1 | 50,000 | 大東市職員通信教育助成金交付要綱 | 総務部 | 人事課 | | |
| 15 | 大東市職員自主研究グループ助成金 | 自主的に研究を行う職員のグループに対し、職員相互の自己啓発意欲の高揚を図るため | 自主的に研究を行う職員のグループ | 団体:その他 | 全額補助 | 30,000円を限度とする予算の範囲内 | 60,000 | 0 | 0 | 0 | 60,000 | 大東市職員自主研究グループ助成金交付要綱 | 総務部 | 人事課 | | |
| 16 | 大東市自治会有集会所補助金 | 自治会が設置する集会所の建設等並びに耐震診断及び耐震改修を促進するため | 自治会 | 団体:ハード補助 | 定率補助 | 1土地の取得に要する費用【集会所土地】 土地取得費用×補助率(10分の5) 補助限度額:5,000,000円 2工事に要する費用 ・新築 補助金額=工事費×補助率(10分の5) 補助限度額:15,000,000円 ・A/増改築・B/災害による新築・C/災害による増改築 補助金額=工事費×補助率(10分の3) 補助限度額:A/2,500,000円・B/5,000,000円・C/1,250,000円 ・耐震診断 補助金額=診断費×補助率(10分の5) 補助限度額:木造200,000円、木造以外1,000,000円 ・耐震改修 補助金額=改修費×補助率(10分の5) 補助限度額:2,000,000円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市自治会有集会所補助金交付要綱 | 市民生活部 | 市民政策課 | |
| 17 | 大東市民憲章推進協議会補助金 | 大東市民憲章の推進と実践を図るため | 大東市民憲章推進協議会 | 団体:運営費補助 | 全額補助 | 補助金の額は、予算額を限度とする。 補助金交付の対象は、協議会が行う事業の実施に要する費用とする | 400,000 | 0 | 400,000 | 1 | 400,000 | 大東市民憲章推進協議会補助金交付要綱 | 市民生活部 | 市民政策課 | | |
| 18 | 大東市民まつり補助金 | 大東市民まつりの企画・運営を支援するため | 大東市民まつり実行委員会 | 団体:ソフト補助 | 全額補助 | 補助金の額は、予算額を限度とする。 補助金交付の対象は、大東市民まつりの実施に要する費用とする。 ~R1:3,000,000円 R2:4,000,000円(増額は3年限度) | 4,000,000 | 0 | 4,000,000 | 1 | 4,500,000 | 大東市民まつり補助金交付要綱 | 市民生活部 | 市民政策課 | | |
| 19 | 大東市地域活動事業補助金 | 伝統文化の保存、市民の郷土意識の高揚と連帯感を深めることを目的とするだんじり祭りを支援するため | だんじり祭りの運営を行うために組織された実行委員会(四条ふるさとまつり・住道だんじり祭り・南郷まつり・南大東連合会パレード) | 団体:ソフト補助 | 定額補助 | だんじり祭りの区分に応じ、定める額 ・四条ふるさとまつり500,000円 ・住道だんじり祭り500,000円 ・南郷まつり300,000円 ・南大東連合会パレード200,000円 | 1,200,000 | △500,000 | 700,000 | 2 | 1,200,000 | 大東市地域活動事業補助金交付要綱 | 市民生活部 | 市民政策課 | | |
| 20 | コミュニティ助成事業に関する補助金 | 地域におけるコミュニティ活動の充実及び強化を図るため | 自治会・町内会、自主防災組織等の団体 | 団体:ソフト補助 | 定額補助 | 一般財団法人自治総合センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱の規定に基づき採択された額 | 2,500,000 | △2,500,000 | 0 | 0 | 2,500,000 | 大東市コミュニティ助成事業に関する補助金交付要綱 | 市民生活部 | 市民政策課 | | |
| 21 | 大東・四條畷地区保護司会補助金 | 犯罪を犯した者の更生及び社会復帰を助け、地域社会から犯罪をなくすため | 大東・四條畷地区保護司会 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 50,000円 | 50,000 | 0 | 50,000 | 1 | 50,000 | 大東・四條畷地区保護司会補助金交付要綱 | 市民生活部 | 市民政策課 | | |
| 22 | 大東市防犯委員会補助金 | 地域に密着した自主防犯組織を整備し、安全で犯罪のない明るい街とするため | 大東市防犯委員会 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 500,000円 | 500,000 | 0 | 500,000 | 1 | 500,000 | 大東市防犯委員会補助金交付要綱 | 市民生活部 | 市民政策課 | | |

| No. | 名称 | 交付の目的 | 交付先 | 交付対象 | 補助率・補助額 | 補助率等の算定方法 | R6当初予算額(円) | R6補正(流用)額(円) | R6決算額(円) | R6実績(件数) | R7当初予算額(円) | 例規名称 | 所管部等 | 所管課等 | 新設・廃止 |
|-----|----------------------------------|---|--|----------|---------|---|------------|--------------|-----------|----------|------------|--------------------------------------|-------|-------|-------|
| 23 | 大東市防犯カメラ設置補助金 | 安全で住み良い地域社会の実現を図るため、街頭犯罪、侵入盗等の発生を防止するため | 各自治会 | 団体：ハード補助 | その他 | 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は補助金の交付の申込みに係る防犯カメラの台数に100,000円を乗じて得た額のいずれか低い方の額 | 3,000,000 | | 1,460,000 | 9 | 3,000,000 | 大東市防犯カメラ設置補助金交付要綱 | 市民生活部 | 市民政策課 | |
| 24 | 大東市LED防犯灯設置等補助金 | 市内における犯罪を防止し、安全で住み良い地域社会の実現及び節電の推進を図るため | 各自治会 | 団体：ハード補助 | 定額補助 | 1灯当たりの補助金の額は、要綱第5条別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度とし、自治会等ごとに市長が定める予算の範囲内で交付 | 4,500,000 | △ 5,000,000 | 2,858,788 | 42 | 4,500,000 | 大東市LED防犯灯設置等補助金交付要綱 | 市民生活部 | 市民政策課 | |
| 25 | 大東市防犯灯等の電気料金に係る補助金 | 地域防犯のために設置及び使用される照明用電灯並びに街路灯のうち防犯機能を有するものの電気料金を補助するため | 各自治会 | 団体：ソフト補助 | 定率補助 | 補助金の交付の対象となる年度の4月に支払われた防犯灯に係る電気料金に8を乗じて得た額の2分の1以内の額又は補助金の交付の対象となる年度の10月に支払われた防犯灯に係る電気料金に6を乗じて得た額の2分の1以内の額 防犯街路灯に係る補助金の額は、補助金交付の対象となる年度に支払われた防犯街路灯に係る電気料金の合計額に要綱第3条別表の右欄に掲げる商店街等ごとの補助率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、当該年度の4月から9月まで及び10月から3月までに支払われた電気料金の2回に分けて交付 | 10,132,000 | | 7,912,477 | 98 | 12,146,000 | 大東市防犯灯等の電気料金に係る補助金交付要綱 | 市民生活部 | 市民政策課 | |
| 26 | 大東市青色防犯パトロール活動補助金 | 青色防犯パトロール活動を支援することにより街頭犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与するため | 青色防犯パトロール活動をしている団体 | 団体：運営費補助 | 定額補助 | 保有する青色回転灯を装備した自動車1台につき1年度において50,000円を限度とし、予算の範囲で交付する。ただし、年度の途中において青色防犯パトロール活動を開始する場合は、50,000円に青色防犯パトロール活動を開始する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、当月)から当該年度の末月までの月数を乗じて得た数を12で除して算出される額(その額に1,000円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を限度とする。 | 300,000 | 0 | 250,000 | 5 | 300,000 | 大東市青色防犯パトロール活動補助金交付要綱 | 市民生活部 | 市民政策課 | |
| 27 | 大東市交通災害共済 | 交通事故により災害を受けた場合において、これを救済するための共済制度を設け、もって市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。 | 交通災害共済に加入する者 | 個人 | 定額補助 | 【共済見舞金支給額一覧】 死亡の場合 1,400,000円 実治療150日以上の場合 250,000円 実治療90日以上150日未満の場合 150,000円 実治療30日以上90日未満の場合 70,000円 実治療30日未満の場合 30,000円 【交通遺児奨励金支給一覧】 就学前の者 75,000円 小学生 105,000円 中学生 150,000円 中学校卒業後満18歳に達するまでの者 210,000円 | 18,110,000 | 0 | 8,450,000 | 159 | 18,110,000 | 大東市交通災害共済条例 | 市民生活部 | 市民政策課 | |
| 28 | 大東市自転車乗車ヘルメット購入費補助 | 交通事故による自転車利用者の被害軽減に資するため、自転車の乗車ヘルメットを購入する者に対し、大東市自転車乗車ヘルメット購入費補助金を交付する。 | 安全基準を満たすものとして市長が適当と認める新品のヘルメットを購入した、当該ヘルメットを使用する者又はその保護者 | 個人 | その他 | ヘルメットを購入に要した費用(消費税及び地方消費税を含む。)の額に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた額)又は2,000円のいずれか低い方の額 | 2,000,000 | 0 | 990,400 | 540 | 2,000,000 | 大東市自転車乗車ヘルメット購入費補助金交付要綱 | 市民生活部 | 市民政策課 | |
| 29 | 大東市生ごみ堆肥化容器又は電動式生ごみ処理機の設置に対する補助金 | 家庭から排出されるごみの減量化及び資源化を図るため | 市民 | 個人 | 定率補助 | ○電動式生ごみ処理機：購入価格の2分の1(上限10,000円) ○コンポスト容器：購入価格の5分の4(上限10,000円) | 200,000 | 0 | 92,800 | 11 | 200,000 | 大東市生ごみ堆肥化容器又は電動式生ごみ処理機の設置に対する補助金交付要綱 | 市民生活部 | 環境室 | |
| 30 | 大東市雨水貯留タンク設置補助金 | 雨水の有効利用による環境負荷の低減及び都市型水害の抑制を図るため | 市民 | 個人 | 定率補助 | 購入価格の2分の1(上限20,000円) | 100,000 | 0 | 60,000 | 3 | 0 | 大東市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱 | 市民生活部 | 環境室 | 廃止 |
| 31 | 大東市猫不妊去勢手術補助金 | 猫の過剰な繁殖を抑制し、殺処分の減少及び良好な住環境の確保を図るため | 市民 | 個人 | 定額補助 | 飼い猫：定額5,000円(5,000円未満の場合はその額) 野良猫：定額10,000円(10,000円未満の場合はその額) | 1,000,000 | 0 | 277,680 | 33 | 1,000,000 | 大東市猫不妊去勢手術補助金交付要綱 | 市民生活部 | 環境室 | |
| 32 | 大東市地域猫活動補助金 | 野良猫の繁殖を抑制するとともに、良好な住環境を確保するため及び共同で地域猫活動に取り組む自治会・登録ボランティア団体の支援するため | 自治会・登録ボランティア団体 | 団体：その他 | 定額補助 | 1申込み最大100,000円 内訳…自治会10,000円/匹×不妊・去勢手術をした猫の数(最大5匹で50,000円) 登録ボランティア団体10,000円/匹×不妊・去勢手術をした猫の数(最大5匹で最大50,000円まで) | 400,000 | 0 | 0 | 0 | 400,000 | 大東市地域猫活動補助金交付要綱 | 市民生活部 | 環境室 | |
| 33 | 省エネ家電買換え支援事業 | エネルギー等の物価高騰の影響を受けた市民の負担軽減を図るとともに、熱中症対策や地球温暖化対策の推進を目的とする。 | 市民 | 個人 | 定額補助 | 冷蔵庫・冷凍庫/エアコンが対象 5万円以上10万円未満：補助額1万円 10万円以上15万円未満：補助額2万円 15万円以上：補助額3万円 | 0 | 26,250,000 | 0 | 0 | 26,250,000 | | 市民生活部 | 環境室 | 新設 |

| No. | 名称 | 交付の目的 | 交付先 | 交付対象 | 補助率・補助額 | 補助率等の算定方法 | R6当初予算額(円) | R6補正(流用)額(円) | R6決算額(円) | R6実績(件数) | R7当初予算額(円) | 例規名称 | 所管部等 | 所管課等 | 新設・廃止 |
|-----|-----------------------|--|--|----------|---------|---|------------|--------------|------------|----------|------------|---------------------------|---------|-------|-------|
| 34 | 大東市人権擁護活動に対する補助金 | 基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため | 大東地区人権擁護委員会 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 大東地区人権擁護委員会が実施する人権擁護活動に要する経費の額(15万円) | 150,000 | 0 | 150,000 | 1 | 150,000 | 大東市人権擁護活動に対する補助金交付要綱 | 市民生活部 | 人権室 | |
| 35 | 大東市民生委員児童委員協議会補助金 | 多様多様化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の推進を図るため | 大東市民生委員児童委員協議会 | 団体:運営費補助 | 全額補助 | 大東市民生委員児童委員協議会が行う活動に係る費用を補助する。ただし、予算の範囲内で定める額を上限とする | 2,540,000 | 0 | 2,540,000 | 1 | 2,540,000 | 大東市民生委員児童委員協議会補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | 福祉政策課 | |
| 36 | 大東市遺族会補助金 | 第二次世界大戦で戦没された遺族への慰謝及び激励並びに遺族会会員の教養及び福祉の向上を図るため | 大東市遺族会 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 230,000円を補助する。ただし、予算の範囲内で定める額を上限とする | 230,000 | 0 | 230,000 | 1 | 230,000 | 大東市遺族会補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | 福祉政策課 | |
| 37 | 大東市原爆被害者の会補助金 | 原爆被害者の福祉の向上を図るため | 大東市原爆被害者の会 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 150,000円を補助する。ただし、予算の範囲内で定める額を上限とする | 150,000 | △150,000 | 0 | 0 | 0 | 大東市原爆被害者の会補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | 福祉政策課 | 廃止 |
| 38 | 大東市社会福祉協議会基金安定化補助金 | 大東市社会福祉協議会の財政基盤の安定化を図るため | 社会福祉法人 大東市社会福祉協議会 | 団体:運営費補助 | 全額補助 | 大東市社会福祉協議会が行う事業に係る費用を補助する。ただし、予算の範囲内で定める額を上限とする | 30,168,000 | 0 | 30,047,975 | 1 | 30,048,000 | 大東市社会福祉協議会基金安定化補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | 福祉政策課 | |
| 39 | 大東市ボランティア団体等活動助成補助金 | ボランティア団体の活動支援を図るため | 社会福祉法人 大東市社会福祉協議会 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 35,000円を補助する。ただし、予算の範囲内で定める額を上限とする | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市ボランティア団体等活動助成補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | 福祉政策課 | |
| 40 | 大東市小地域ネットワーク活動推進事業補助金 | 高齢者、障害者(児)及び子育て中の親子等自立生活を行う上において支援を必要とする人々が安心して生活することができるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を行う体制を整備し、地域福祉の推進を図るため | 社会福祉法人 大東市社会福祉協議会 | 団体:運営費補助 | 全額補助 | ①小地域・地区福祉委員会等事業活動費(1か所500,000円)、②小地域・地区福祉委員会等活動支援事業費(均等割140,000円、地区福祉委員会1か所当たり27,000円)、③小地域・コミュニティワーク活動事業費(コミュニティワーカーを3人配置(3,000,000円/人)、コミュニティワーカー活動費500,000円)を①から③ごとに補助額上限とし、それらを実支出と比較して少ない方の額の合計額を補助する。ただし、予算の範囲内で定める額を上限とする | 17,545,000 | 0 | 17,545,000 | 1 | 17,545,000 | 大東市小地域ネットワーク活動推進事業補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | 福祉政策課 | |
| 41 | 大東市日常生活自立支援事業補助金 | 知的障害者、認知症高齢者その他意思能力にハンディキャップを有する者の日常生活における権利を擁護するため | 社会福祉法人 大東市社会福祉協議会 | 団体:運営費補助 | 定率補助 | ①利用契約者事業費(月額7,900円/人)②生活保護受給者利用料(月額3,000円/人)③活動加算(契約1件3,800円/月)④訪問相談加算(訪問1件1,000円/回)の①から④の合計額の1/3を補助する。ただし、予算の範囲内で定める額を上限とする | 8,970,000 | 0 | 8,415,000 | 1 | 9,168,000 | 大東市日常生活自立支援事業補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | 福祉政策課 | |
| 42 | 大東市地域支え合い体制づくり事業補助金 | 地域において日常的な支え合いづくりの推進を図るため | 大東市地域支え合い体制づくり事業補助金交付要綱第2条に該当する者 | 団体:運営費補助 | 全額補助 | 事業に係る経費の全てを補助する。ただし、予算の範囲内で定める額を上限とする | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市地域支え合い体制づくり事業補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | 福祉政策課 | |
| 43 | 大東市地域交流センター設置に関する補助金 | 地域住民が余暇を過ごし、自由に利用できるスペースを充実させるため | 大東市地域交流センター設置に関する補助金交付要綱第3条の要件をすべて満たす自治体 | 団体:ハード補助 | その他 | ①交流センターの設置に係る建築費用、②交流センターの設置に必要な備品の購入に係る費用、③①及び②以外に、市長が必要と認める費用の合計額を補助する。また、①から③以外に、④合計額を超過した交流センターの延床面積を除くことにより算出される交流センター1平方メートル当たりの額が200,000円を超える場合は、交流センターの延床面積に200,000円を乗じた額⑤合計額が40,000,000円を超える場合は、40,000,000円をそれぞれ補助する。ただし、予算の範囲内で定める額を上限とする | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市地域交流センター設置に関する補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | 福祉政策課 | |
| 44 | 大東市地域交流センターの運営に関する補助金 | 地域住民が余暇を過ごし、いきがい活動、交流活動等を行うことにより、地域福祉の増進を図るため | 大東市地域交流センター設置に関する補助金交付要綱第3条の要件をすべて満たす自治体(※1は、東諸福地区自治会のみ) | 団体:運営費補助 | 定額補助 | ①受付、清掃等管理に係る経費②光熱水費、施設修繕費、物品修繕費、通信費等の運営維持に係る経費③①及び②以外に、市長が必要と認める経費の合計額を補助する。ただし、予算の範囲内で定める額を上限とする | 3,509,000 | 0 | 3,500,000 | 1 | 3,509,000 | 大東市地域交流センターの運営に関する補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | 福祉政策課 | |
| 45 | 大東市お茶のみ休憩所運営補助金 | 高齢者の福祉の増進を図り、独居高齢者の孤独感、不安感等の解消や高齢者に思いの場を提供するため | 社会福祉法人 大東市社会福祉協議会 | 団体:運営費補助 | 全額補助 | お茶のみ休憩所の運営に係る経費から利用者から得た飲食代金等の額を除いた額を補助する。ただし、予算の範囲内で定める額を上限とする | 460,000 | 0 | 460,000 | 1 | 460,000 | 大東市お茶のみ休憩所運営補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | 福祉政策課 | |

| No. | 名称 | 交付の目的 | 交付先 | 交付対象 | 補助率・補助額 | 補助率等の算定方法 | R6当初予算額(円) | R6補正(流用)額(円) | R6決算額(円) | R6実績(件数) | R7当初予算額(円) | 例規名称 | 所管部等 | 所管課等 | 新設・廃止 |
|-----|---------------------------|---|---|----------|---------|--|------------|--------------|------------|----------|-------------|-------------------------------|---------|--------|-------|
| 46 | 大東市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金 | 生活上の課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、生活上の課題を複合化及び複雑化させないための予防的対応、地域資源を最大限に活用した連携の仕組みづくり等の生活困窮者の支援等に資する事業の実施を通して、身近な地域における共助の取組を活性化させるため。 | 社会福祉法人 大東市社会福祉協議会 | 団体：運営費補助 | 全額補助 | 地域づくり事業の実施に要する費用を補助する。ただし、予算の範囲内で定める額を上限とする | 9,000,000 | 0 | 9,000,000 | 1 | 9,000,000 | 大東市生活困窮者支援等のための地域づくり事業補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | 福祉政策課 | 新設 |
| 47 | 中国残留邦人等地域生活支援事業 | 中学残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習への支援等をおこなうことにより、地域の一員として暮らしていけるよう支援する。 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律、第2条第1項に規定する者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則第10条に規定する親族等、法第2条第3項に規定する永住帰国した者であつて、法に基づき支給給付を受給しているもの又は生活保護法に基づき生活保護を受給している者 | 個人 | 定額補助 | (1)センターへの通所又は通学に必要な交通費 100,000円 (2)教材費 10,000円 | 150,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市中国残留邦人等地域生活支援助成金交付要綱 | 福祉・子ども部 | 生活福祉課 | |
| 48 | 大東市身体障害者連絡協議会運営補助金 | 身体障害者の自立生活の支援と社会参加活動への促進を図るため | 大東市身体障害者連絡協議会 | 団体：運営費補助 | 全額補助 | 820,000円とし、予算の範囲内で交付 | 820,000 | 0 | 820,000 | 1 | 820,000 | 大東市身体障害者連絡協議会運営補助金交付に関する要綱 | 福祉・子ども部 | 障害福祉課 | |
| 49 | 大東市障害者自立ネットワーク運営事業補助金 | 障害者の自立支援を図るため | 大東市障害者自立ネットワーク | 団体：運営費補助 | 全額補助 | 530,000円とし、予算の範囲内で交付 | 530,000 | 0 | 530,000 | 1 | 530,000 | 大東市障害者自立ネットワーク運営事業補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | 障害福祉課 | |
| 50 | 大東市グループホーム等開設等補助金 | 障害者の住み慣れた地域での生活の継続及び地域生活への円滑な移行を推進するため | 共同生活援助又は短期入所の事業者指定を受け、障害福祉サービスの提供に1年以上の実績を有する社会福祉法人又は特定非営利活動法人 | 団体：ハード補助 | 定率補助 | 各工区の区分に応じ定められた補助基本額と要する建築費用の額から他の補助金等の額を減じて得た額のいずれか少ない額に4分の3(他の補助金を受ける場合は8分の3)を乗じて得た額 | 34,658,000 | △ 20,776,000 | 2,887,000 | 2 | 23,663,000 | 大東市グループホーム等開設等補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | 障害福祉課 | |
| 51 | 自動車運転免許取得助成経費 | 身体障害者の自立生活の支援及び社会参加活動への促進を図るため、自動車運転免許の取得に要する費用に対する助成金を交付する | 次の事項にすべて該当するもの ①身体障害者手帳所持者 ②自動車運転免許を取得して、3か月以内の者等 | 個人 | 全額補助 | 1件あたり免許取得の費用の2/3(ただし、補助限度額10万円) | 100,000 | 0 | 0 | 0 | 100,000 | 大東市身体障害者自動車運転免許取得に関する助成金交付要綱 | 福祉・子ども部 | 障害福祉課 | |
| 52 | 自動車改造補助経費 | 身体障害者に対し、地域社会における自立生活の支援及び社会参加活動への促進を図るため、その所有する自動車の改造に要する費用に対する補助金を交付する | 次の事項にすべて該当するもの ①身体障害者手帳所持者 ②改造する自動車を所有し、かつ運転し、改造する部分が自動車の操向装置等であること等 | 個人 | 全額補助 | 1件あたり補助限度額10万円 | 300,000 | 0 | 100,000 | 1 | 300,000 | 大東市自動車の改造に関する補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | 障害福祉課 | |
| 53 | 大東市保育所整備に係る補助金 | 児童の保育環境の改善を図るため、保育所等の創設、増築又は改築等に対し補助金を交付する | 法人立保育所等 | 団体：ハード補助 | 定率補助 | 補助金の交付の申込みをした日の属する年度に係る保育所等整備交付金又は大阪府安心子ども基金特別対策事業費補助金における補助基本額に基づき算出された補助基本額又は補助選定額のいずれか低い方の額に4分の3を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て) | 0 | 131,111,000 | 36,100,000 | 2 | 139,808,000 | 大東市保育所整備に係る補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 54 | 大東市法人立保育所修繕費補助金 | 児童の保育環境の改善を図るため、法人立保育所等における保育施設の中規模の修繕に対し補助金を交付する | 法人立保育所等 | 団体：ハード補助 | 定率補助 | 補助対象経費(上限5,000,000円)の2分の1以内の額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市法人立保育所中規模修繕費補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 55 | 大東市母子寡婦福祉会補助金 | 母子家庭及び寡婦の生活の安定向上及び自立を図るための諸活動を支援し、もって福祉の増進を図るため | 大東市母子寡婦福祉会 | 団体：運営費補助 | 全額補助 | 220,000円以内とし予算の範囲内 | 220,000 | 0 | 220,000 | 1 | 220,000 | 大東市母子寡婦福祉会補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 56 | 民間保育所耐震診断補助金 | 民間保育所の耐震化を促進するため | 法人 | 団体：ハード補助 | 定額補助 | 1棟当たり耐震診断及び予備診断に要した費用の2分の1を超えない額又は、延べ床面積に応じて1㎡当たりの単価を設定 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市民間保育所耐震診断補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 57 | 民間保育所等特別対策に関する補助金 | 民間保育所等における安全対策事業、家庭教育推進事業、又は赤ちゃんの駅事業に要するための物品の購入等に係る経費に対する補助金を交付する | 法人 | 団体：ソフト補助 | 全額補助 | 安全対策事業に係る経費、推進を図る家庭教育推進事業に係る経費、赤ちゃんの駅事業の実施に係る経費のうち500,000円を限度とする全額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市民間保育所等特別対策に関する補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |

| No. | 名称 | 交付の目的 | 交付先 | 交付対象 | 補助率・補助額 | 補助率等の算定方法 | R6当初予算額(円) | R6補正(流用)額(円) | R6決算額(円) | R6実績(件数) | R7当初予算額(円) | 例規名称 | 所管部等 | 所管課等 | 新設・廃止 |
|-----|-----------------------|--|--|----------|---------|---|------------|--------------|------------|----------|------------|---------------------------|---------|--------|-------|
| 58 | 大東市子育てスマイルサポート補助金 | 親子の孤立を防ぎ、地域の子育て支援サービス等の活性化を図り、子育てを経済的にサポートし、及び緊急時の夜間救急を受けやすくなるため | 市民 | 団体:ソフト補助 | 定額補助 | 子育てワクワク券、子育てニコニコ券は額面に記載された額に相当する額。 子育て安心券は1枚につき6,100円 | 13,651,000 | △ 133,000 | 12,437,500 | 24 | 11,222,000 | 大東市子育てスマイルサポート事業実施要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 59 | つどいの広場開設準備経費補助金 | 国・府による「子ども・子育て支援交付金」内「地域子育て支援拠点事業」にて、交付している | つどいの広場を新規で運営する業者 | 団体:ハード補助 | その他 | 実績額と要綱で示されている補助基準額を比較し、少ない金額の1/3を交付する(国・府共通) R5の補助基準額:①改修費等 1か所あたり4,000,000円、②礼金及び賃借料(開設前月分) 1か所あたり600,000円 | 9,200,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 起案による | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 60 | 大東市子ども食堂支援補助金 | 食事の提供等を通して子どもの健やかな育成を図るため | 団体 | 団体:その他 | その他 | 開設経費に係る補助金の額は、経費の額の合計額に2分の1を乗じて得た額(100円未満切り捨て、上限100,000円) 運営経費に係る補助金の額は、経費の額の合計額から参加料、寄附金その他の収入額を減じて得た額(100円未満切り捨て。)とし、1回の実施につき9,000円(1月につき50,000円)を上限として、予算の範囲内 | 3,948,000 | △ 2,193,000 | 1,443,000 | 11 | 3,540,000 | 大東市子ども食堂支援補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 61 | 大東市保育士宿舍借上げ支援補助金 | 保育士が働きやすい環境を整備することにより保育士の就業の継続及び離職の防止を図るため | 認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業を運営する者 | 団体:ソフト補助 | 定率補助 | 1戸当たり1月につき経費の額の合計額又は補助基準額のいずれか低い額(4分の3を乗じて得た額(100円未満切り捨て)) | 16,169,000 | △ 3,000,000 | 9,921,200 | 12 | 16,169,000 | 大東市保育士宿舍借上げ支援補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 62 | 大東市保育体制強化事業費補助金 | 地域住民や子育て経験者等の多様な人材を活用し、保育士の負担を軽減することにより、保育体制の強化並びに保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため | 保育園 認定こども園(幼稚園型認定こども園は保育支援者の配置に係る補助は対象外) 小規模保育事業所(保育支援者の配置に係る補助は対象外) | 団体:運営費補助 | 定額補助 | ・保育支援者の配置に係る補助 補助対象経費の実支出額(1施設あたり月額100,000円を限度とする。) ・児童の園外活動時の見守り等に係る補助 補助対象経費の実支出額(1施設あたり月額45,000円を限度とする。) ・スポット支援員の配置に係る補助 補助対象経費の実支出額(1施設あたり月額45,000円を限度とする。) | 29,520,000 | 0 | 19,276,717 | 18 | 30,600,000 | 大東市保育体制強化事業費補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 63 | 大東市病児・病後児保育事業補助金 | 保護者の子育て及び就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を図るため | 病児保育の実施主体 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱の病児保育事業に係る補助基準額 | 11,246,000 | △ 4,199,000 | 5,905,000 | 1 | 15,558,000 | 大東市病児・病後児保育事業の実施及び補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 64 | 大東市私立幼稚園等健康診断助成金 | 私立幼稚園等の振興を図るため | 学校保健安全法等の規定により健康診断を実施した私立幼稚園等の代表者 | 団体:その他 | 定額補助 | 900円×健康診断を受けた者の数 | 1,080,000 | 0 | 856,800 | 4 | 990,000 | 大東市私立幼稚園等健康診断助成金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 65 | 大東市幼稚園型一時預かり事業補助金 | 私立幼稚園及び認定こども園が実施する一時預かり事業の推進を図り、児童福祉の増進に資するため | 私立幼稚園 認定こども園 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 大東市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱別表第1(第3条関係)及び別表第2(第3条関係) | 9,193,000 | 0 | 2,802,271 | 3 | 5,318,000 | 大東市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 66 | 大東市自立支援教育訓練給付金 | ひとり親の主体的な能力開発の取組(就業のための資格の取得)を支援するため | 児童扶養手当の支給を受けている又は受給者と同様の所得水準にある者 | 個人 | その他 | ・雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定訓練講座 ・雇用保険制度の特定一般教育訓練給付金の指定講座 …本人が支払った入学金及び受講料の割に相当する額(12,001円～200,000円) ・雇用保険制度の専門実践教育訓練の指定講座(一定の資格の取得を卒業の要件としない講座は対象外) …就業年数×200,000円(上限4年) | 500,000 | 0 | 125,770 | 3 | 500,000 | 大東市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 67 | 大東市高等職業訓練促進給付金 | 修業訓練中のひとり親の生活負担を軽減するため | 児童扶養手当の支給を受けており(又は同様の所得水準にあり)、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる等者 | 個人 | その他 | 市民税非課税世帯:月額100,000円 市民税課税世帯:月額70,500円 養成機関における過程の修了までの期間の最後の12ヶ月については 市民税非課税世帯:月額140,000円 市民税課税世帯:月額110,500円 | 20,652,000 | 0 | 16,442,000 | 11 | 13,440,000 | 大東市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 68 | 大東市高等職業訓練修了支援給付金 | 養成機関への入学時における負担を軽減を考慮し、修了時に支給する | 児童扶養手当の支給を受けており(又は同様の所得水準にあり)、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる等者 | 個人 | その他 | 市民税非課税世帯:50,000円 市民税課税世帯:25,000円 | 350,000 | 0 | 350,000 | 7 | 150,000 | 大東市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 69 | 新型コロナウイルス感染症対策に関する補助金 | 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、保育所等が購入する備品等に対して補助を行う | 法人立保育所等 | 団体:ハード補助 | 全額補助 | 1施設500,000円を限度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 起案による | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |

| No. | 名称 | 交付の目的 | 交付先 | 交付対象 | 補助率・補助額 | 補助率等の算定方法 | R6当初予算額(円) | R6補正(流用)額(円) | R6決算額(円) | R6実績(件数) | R7当初予算額(円) | 例規名称 | 所管部等 | 所管課等 | 新設・廃止 |
|-----|---------------------------------|--|--|----------|---------|---|-------------|--------------|-------------|----------|-------------|-------------------------------------|---------|--------|-------|
| 70 | 大東市法人立保育所等運営費補助金 | 保育内容の充実、児童福祉の増進に資するため | 法人立保育所等 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 大東市法人立保育所等運営費補助金交付要綱に定める各事業に係る補助額 | 395,573,000 | 0 | 378,336,809 | 27 | 407,157,000 | 大東市法人立保育所等運営費補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 71 | 大東市保育所等におけるICT化推進等事業費補助金 | 保育士等の業務負担軽減を促すため、保育業務のICT化を行うためのシステム導入を進めるため | 法人立保育所等 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 大東市保育所等におけるICT化推進等事業費補助金交付要綱に定める機能数による補助額 | 0 | 5,250,000 | 3,217,000 | 4 | 0 | 大東市保育所等におけるICT化推進等事業費補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | 新設 |
| 72 | 大東市福祉・医療事業者応援給付金(障害分野) | 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の期間(大阪府を緊急事態措置を実施すべき区域とした令和2年4月7日から同年5月21日までの期間に限る。)において、市民の日常生活に欠かせない障害福祉サービス等の提供を実施してきた事業者に対する給付措置 | 緊急事態宣言期間において感染拡大防止策を講じながら障害福祉サービス等の提供を継続して実施していた障害福祉サービス等事業所の運営を行っている事業者 | 団体:その他 | 定額補助 | サービス種別及び従事者数又は定員数に応じて、要綱に定める金額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市福祉・医療事業者応援給付金(障害分野)支給事業実施要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 73 | 大東市保育所等副食費補助金 | 保育所等の利用に当たり保護者が負担する費用の軽減を図るため | 保育園認定こども園私立幼稚園(新制度移行園) | 団体:ソフト補助 | 全額補助 | 保育所等が定める1人当たりの副食費の額又は4,700円のいずれか低い方の額にその月の在籍認定子どもの数をして得た額(月途中の入退園等のあった場合は日割計算を行う。) | 86,909,000 | △3,000,000 | 77,362,018 | 27 | 80,997,000 | 大東市保育所等副食費補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 74 | 大東市私立幼稚園副食費補助金 | 私立幼稚園の利用に当たり保護者が負担する費用の軽減を図るため | 私立幼稚園(私学助成園) | 団体:ソフト補助 | 全額補助 | 施設等利用給付認定子どもごとにその副食の提供状況に応じ私立幼稚園が定める額(当該額が4,700円を超える場合にあっては、4,700円)をそれぞれ合算した額とし、予算の範囲内で交付する | 576,000 | 0 | 211,143 | 3 | 576,000 | 大東市私立幼稚園副食費補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 75 | 大東市福祉・医療事業者応援給付金(子ども分野) | 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の期間(大阪府を緊急事態措置を実施すべき区域とした令和2年4月7日から同年5月21日までの期間に限る。)において、市民の日常生活に欠かせない教育・保育サービスの提供を実施してきた事業者に対する給付措置 | 保育園、認定こども園、幼稚園、小規模保育園施設、認可外保育園施設 | 団体:その他 | 定額補助 | 在籍児童数に応じて要綱に定める金額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市福祉・医療事業者応援給付金(子ども分野)支給事業実施要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | 廃止 |
| 76 | 大東市保育士等処遇改善臨時特別補助金 | 保育士、保育教諭等の処遇の改善を目的として、賃金の引き上げを行う事業者に対して補助金を交付する。 | 保育園、認定こども園、小規模保育事業所 | 団体:その他 | 定額補助 | 在籍児童数に応じて要綱に定める金額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市保育士等処遇改善臨時特別補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 77 | 大東市出産・子育て応援給付金 | 妊娠の届出を行った妊婦及び出生の届出を行った子育て家庭に対し、出産育児関連用品の購入又は子育て支援サービスの利用に係る負担の軽減を図るため | 市民 | 個人 | 定額補助 | 妊娠出産応援ギフト:妊婦1回につき50,000円 子育て応援ギフト:対象児童1名につき50,000円 | 90,000,000 | 0 | 70,300,000 | 1,406 | 0 | 大東市出産・子育て応援給付金支給要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | 廃止 |
| 78 | 大東市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業費補助金 | 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために、施設の改修、設備の整備等を実施する保育施設に対し補助金を交付する | 法人立保育所等 | 団体:ハード補助 | 全額補助 | 1施設1,029,000円を限度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市民間保育所等感染症対策のための改修整備等事業費補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 79 | 大東市保育所等送迎用バス安全装置設置費補助金 | 保育所等が運行する児童の送迎用バスに、児童の置き去り事故の防止を目的とした安全装置を設置する保育施設に対し補助金を交付する | 法人立保育所等 | 団体:ハード補助 | 全額補助 | バス1台あたり175,000円を限度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市保育所等送迎用バス安全装置設置費補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 80 | 大東市養育費確保支援補助金 | 養育費の確保に必要な手続きに関する費用を補助することにより、子どもへの健全育成と親子の豊かな人生を支援する | 市民 | 個人 | その他 | 養育費の取決めに係る公正証書の作成費用や家庭裁判所の調停又は裁判に係る費用(上限40,000円) 養育費の履行確保のために保証会社と締結する養育費保証契約に係る保証料(上限50,000円) | 650,000 | 0 | 101,850 | 4 | 450,000 | 大東市養育費確保支援補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 81 | 大東市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金 | バーテーション・簡易屏・簡易更衣室等の設置による子どものプライバシー保護や、保護者からの確認依頼等に対応するためのカメラによる保育内容の記憶を連じ、設備における性被害防止対策を支援する | 法人立保育所等 | 団体:ハード補助 | その他 | 補助対象経費の実支出額(当該額が100,000円を超える場合は100,000円)に4分の3を乗じて得た額 | 300,000 | 0 | 222,000 | 3 | 0 | 大東市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱 | 福祉・子ども部 | こども家庭室 | |
| 82 | 公益社団法人大東市シルバー人材センター運営補助金 | 高齢者の就労機会の確保を図る | 公益社団法人大東市シルバー人材センター | 団体:運営費補助 | 定額補助 | センターが実施する事業の運営に係る経費の一部とし、予算の範囲内で交付 | 16,000,000 | 0 | 16,000,000 | 1 | 16,000,000 | 公益社団法人大東市シルバー人材センター運営補助金交付要綱 | 保健医療部 | 高齢介護室 | |

| No. | 名称 | 交付の目的 | 交付先 | 交付対象 | 補助率・補助額 | 補助率等の算定方法 | R6当初予算額(円) | R6補正(流用)額(円) | R6決算額(円) | R6実績(件数) | R7当初予算額(円) | 例規名称 | 所管部等 | 所管課等 | 新設・廃止 |
|-----|---|---|--------------------------|----------|---------|--|------------|--------------|------------|----------|------------|---|-------|-------|-------|
| 83 | 大東市老人クラブ連合会活動補助金交付事業 | 地域社会における高齢者の生きがいを高め、社会の一員としての役割を果たすことを目的として設立された老人クラブの活動の促進を図る | 老人クラブ連合会 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 一般補助金 老人クラブ連合会活動費 300,000円 事業補助金 地域支え合い事業 200,000円 先進的取組み事業 2,000,000円 | 2,500,000 | 0 | 2,500,000 | 1 | 2,500,000 | 大東市老人クラブ連合会活動補助金交付要綱 | 保健医療部 | 高齢介護室 | |
| 84 | 大東市単位老人クラブ活動補助金交付事業 | 清掃奉仕活動、地域見守り活動事業、教養講座開催事業、スポーツ活動事業やふれあいサロンの開催により地域交流の活性化を図る | 単位老人クラブ | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 単位老人クラブ1クラブにつき24,000円 | 1,896,000 | 0 | 1,848,000 | 77 | 1,896,000 | 大東市単位老人クラブ活動補助金交付要綱 | 保健医療部 | 高齢介護室 | |
| 85 | 大東市高齢者交流スペース設置に関する補助金 | 高齢者福祉施設の代替機能として、高齢者が余暇を過ごし、自由に利用できるスペースを充実させるための高齢者交流スペースを設置するため | 自治区 | 団体:ハード補助 | 全額補助 | 交流スペースの建築費用、備品購入費用、市長が必要と認める費用の合計額 ただし、合計額を交流スペースの床面積で除することにより算出される1平方メートル当たりの額が200,000円を超える場合は床面積に200,000円を乗じた額とし、合計額が80,000,000円を超える場合は80,000,000円とする | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市高齢者交流スペース設置に関する補助金交付要綱 | 保健医療部 | 高齢介護室 | |
| 86 | 大東市高齢者交流スペースの運営に関する補助金 | 高齢者交流スペースにおいて高齢者が余暇を過ごし、いきがい活動や交流活動を行うことにより、高齢者福祉の増進を図るため | 自治区 | 団体:運営費補助 | 全額補助 | 高齢者交流スペースの運営に係る費用として予算の範囲内で交付 | 5,300,000 | 0 | 5,171,064 | 1 | 5,300,000 | 大東市高齢者交流スペースの運営に関する補助金交付要綱 | 保健医療部 | 高齢介護室 | |
| 87 | 大東市地域介護・福祉空間整備補助金 | 本市における介護給付等対象サービス等を提供する施設及び設備の計画的な整備等を促進するため | 地域密着型サービス等整備補助事業を実施する事業者 | 団体:その他 | 定額補助 | 大阪府介護施設等の整備に関する事業補助金交付要綱(大阪府地域医療介護総合確保基金事業)の定めるところによる | 64,246,000 | △ 47,863,000 | 16,117,000 | 3 | 69,501,000 | 大東市地域介護・福祉空間整備補助金交付要綱 | 保健医療部 | 高齢介護室 | |
| 88 | 大東市地域介護・福祉空間整備補助金 | 本市における介護給付等対象サービス等を提供する施設及び設備の計画的な整備等を促進するため | 地域密着型サービス等整備補助事業を実施する事業者 | 団体:その他 | 定率補助 | 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱の定めるところによる | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市地域介護・福祉空間整備補助金交付要綱 | 保健医療部 | 高齢介護室 | |
| 89 | 大東市生活サポートセンター | 高齢者のちょっとした困りごとを生活サポーターが支援する生活サポート事業の運営費を補助するため | 事業を実施する団体 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 生活サポートセンターの運営に係る経費を補助する。ただし、予算の範囲内を上限とする | 9,718,000 | 0 | 9,713,660 | 1 | 9,036,000 | 大東市生活サポートセンターの運営に関する補助金交付要綱 | 保健医療部 | 高齢介護室 | |
| 90 | 大東市介護ロボット導入支援特別事業補助金 | 介護従事者の負担軽減及び介護従事者の確保に資するための大東市介護ロボット導入支援特別事業の促進のため | 介護サービス事業者 | 団体:ソフト補助 | 定額補助 | 1事業所あたり補助上限額927,000円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市介護ロボット導入支援特別事業補助金交付要綱 | 保健医療部 | 高齢介護室 | |
| 91 | 大東市社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業補助金 | 大東市社会福祉法人等による介護保険利用者負担軽減事業実施要綱第10条の規定による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業に係る補助金 | 社会福祉法人等 | 団体:ソフト補助 | 定率補助 | 社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入に対する1%を超えた部分について、当該法人の収支状況等を踏まえ、その2分の1以下を基本に補助。ただし、社会福祉法人等(指定介護老人福祉施設又は特定養護老人ホーム)については、利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分については、全額又はそれ以下を補助 | 748,000 | 0 | 374,000 | 5 | 600,000 | 大東市社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業補助金交付要綱 | 保健医療部 | 高齢介護室 | |
| 92 | 介護サービス等事業所における感染症対策補助事業 | 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、介護サービス等事業所が購入する空気清浄機及び衛生用品に対して補助を行う | 介護サービス等事業所 | 団体:ハード補助 | 定額補助 | 1事業所あたり補助上限額50,000円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 起案による | 保健医療部 | 高齢介護室 | |
| 93 | 大東市移送コーディネートセンター運営 | 介護予防を必要とする高齢者が遠い場での体操等を継続することができるよう移送コーディネートセンターの運営費を補助するため | 事業を実施する団体 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | ・コーディネートセンターの運営費として 月額10,000円 ・新規利用者へのマッチング費として 1件1,000円 ・車の経費に係る補助 車両1台につき月額5,000円 ・運転手への旅社金 1回の送迎あたり片道250円(往復500円) ・安全運転者講習 受講料4,000円 | 1,331,000 | 0 | 1,158,870 | 1 | 4,421,000 | 大東市移送コーディネートセンターの運営に関する補助金交付要綱 | 保健医療部 | 高齢介護室 | |
| 94 | 重度障害者住宅改造成事業 | 住宅上の問題がある重度障害者が住み慣れた地域で住み続けられるよう住宅改造成費を助成する | 市民 | 個人 | 定率補助 | 対象工事費800,000円を上限に ・市・府民税非課税世帯1/1 ・市民税のみ課税世帯 3/4 ・所得税1~40,000円未満 2/3 ・所得税40,000~70,000円未満1/2 ・所得税70,000円以上対象外 | 5,600,000 | 0 | 2,153,000 | 4 | 4,800,000 | 大東市重度障害者住宅改造成事業実施要綱 | 保健医療部 | 高齢介護室 | |

| No. | 名称 | 交付の目的 | 交付先 | 交付対象 | 補助率・補助額 | 補助率等の算定方法 | R6当初予算額(円) | R6補正(流用)額(円) | R6決算額(円) | R6実績(件数) | R7当初予算額(円) | 例規名称 | 所管部等 | 所管課等 | 新設・廃止 |
|-----|-------------------------------|---|---------------|----------|---------|---|------------|--------------|------------|----------|------------|-----------------------------------|-------|-------|-------|
| 95 | 大東市福祉・医療事業者応援給付金(介護分野) | 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受けて、感染症拡大防止対策を講じながら、市民生活の日常に欠かせないサービスとして事業を継続して実施している介護サービス事業者等に対し、給付金を支給する。(大阪府を緊急事態措置実施区域とした令和2年4月7日から同年5月21日までの期間に限る。) | 介護サービス事業所等 | 団体:その他 | 定額補助 | 大東市福祉・医療事業者応援給付金(介護分野)支給事業実施要綱の定めるところによる | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市福祉・医療事業者応援給付金(介護分野)支給事業実施要綱 | 保健医療部 | 高齢介護室 | 廃止 |
| 96 | GPS発信機能付きIoT機器購入費助成事業 | 認知機能の低下により、外出時に自身では目的地に行くことができない高齢者の迷い人対策として、スマートフォンと連携し、専用アプリで管理することができるGPS発信機能付きIoT機器を購入する際の費用に対して、5,000円を上限として助成を行う。 | 市民 | 個人 | 定額補助 | 補助対象経費の実支出額(当該額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円)とし、予算の範囲内で交付する | 350,000 | 0 | 7,790 | 2 | 50,000 | 大東市高齢者迷い人対策費補助金交付要綱 | 保健医療部 | 高齢介護室 | |
| 97 | 葬祭費 | 国保法第58条第1項に規定される葬祭の給付を行う | 申請者 | 個人 | 定額補助 | 申請者(喪主)に対して、一律5万円支給する | 12,500,000 | 0 | 6,900,000 | 138 | 10,000,000 | 大東市国民健康保険条例及び大東市国民健康保険条例施行規則 | 保健医療部 | 保険年金課 | |
| 98 | 出産育児一時金 | 国保法第58条第1項に規定される出産育児一時金の給付を行う | 申請者 | 個人 | 定額補助 | 出産をした人の国保世帯の世帯主に対して、50万円を支給する(ただし、産科保障制度未加入医療機関での出産については、48.8万円) ※令和5年3月31日以前の出産については42万円(同40.8万円) | 55,000,000 | 0 | 41,917,880 | 83 | 50,000,000 | 大東市国民健康保険条例及び大東市国民健康保険条例施行規則 | 保健医療部 | 保険年金課 | |
| 99 | 傷病手当金 | 新型コロナウイルス感染症まん延を防止するため、コロナに罹患した疑いのある被用者が会社等を休みやすくするよう、療養のため労務に服することができない期間の給与を補助する | 申請者 | 個人 | その他 | 新型コロナウイルス感染症に罹患した被用者が、労務に服することができない期間のうち、労務に服する予定していた間(待機期間除く)の給与の2/3相当を支給する | 1,000,000 | 0 | 12,000 | 1 | 300,000 | 大東市国民健康保険条例及び大東市国民健康保険条例施行規則 | 保健医療部 | 保険年金課 | |
| 100 | 大東市食生活改善推進協議会運営補助 | 食を通じた市民の健康づくりの推進を図るため、大東市食生活改善推進協議会の運営に対し補助する | 大東市食生活改善推進協議会 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 年額80,000円とし、予算の範囲内で交付 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市食生活改善推進協議会運営補助金交付要綱 | 保健医療部 | 地域保健課 | 廃止 |
| 101 | 大阪府造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用補助事業 | 造血幹細胞移植によって消失した免疫を再度獲得するために、定期予防接種の再接種に要する費用の一部を助成する | 申請者 | 個人 | その他 | 申請者が支払った再接種費用の額又は本市が委託する医療機関との間の契約に基づく当該定期予防接種の費用の額のいずれか低い方の額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市定期予防接種の再接種費用の助成に関する要綱 | 保健医療部 | 地域保健課 | |
| 102 | 妊婦健康診査補助事業 | 大阪府外で妊婦健康診査を受診した費用を償還払い形式で補助する | 申請者(妊婦) | 個人 | その他 | 申請者が支払った金額と本市が委託する医療機関との間の契約締結額のいずれか低い方の額 | 4,566,000 | 0 | 2,765,334 | 79 | 3,732,000 | 大東市妊婦健康診査事業実施要綱 | 保健医療部 | 地域保健課 | |
| 103 | 産婦健康診査補助事業 | 大阪府外で産婦健康診査を受診した費用を償還払い形式で補助する | 申請者(産婦) | 個人 | その他 | 申請者が支払った金額と本市が委託する医療機関との間の契約締結額のいずれか低い方の額 | 400,000 | 0 | 399,958 | 52 | 300,000 | 大東市産婦健康診査事業実施要綱 | 保健医療部 | 地域保健課 | |
| 104 | 乳児一般・後期健康診査補助事業 | 大阪府外で乳児一般・後期健康診査を受診した費用を償還払い形式で補助する | 申請者(母親) | 個人 | その他 | 申請者が支払った金額と本市が委託する医療機関との間の契約締結額のいずれか低い方の額 | 416,000 | 0 | 165,997 | 41 | 297,000 | 大東市乳児一般健康診査事業実施要綱、大東市乳児後期健康診査実施要綱 | 保健医療部 | 地域保健課 | |
| 105 | 新生児聴覚検査補助事業 | 大阪府外で新生児聴覚検査を受診した費用を償還払い形式で補助する | 申請者(母親) | 個人 | その他 | 申請者が支払った金額と本市が委託する医療機関との間の契約締結額のいずれか低い方の額 | 348,000 | 0 | 257,698 | 43 | 349,000 | 大東市新生児聴覚検査事業実施要綱 | 保健医療部 | 地域保健課 | |
| 106 | 予防接種事業 | 大阪府外で予防接種を受けた費用を償還払い形式で補助する | 申請者 | 個人 | その他 | 申請者が支払った金額と本市が委託する医療機関との間の契約締結額のいずれか低い方の額 | 6,602,000 | 4,340,000 | 3,903,078 | 229 | 19,617,000 | 大東市予防接種事業実施要綱 | 保健医療部 | 地域保健課 | |
| 107 | 福祉・医療事業者応援給付金(医療分野)支給事業 | 緊急事態宣言時に医療の提供を実施してきた事業者に対する給付措置 | 医療機関 | 団体:その他 | 定額補助 | 病院(200床以上) 6,000,000円 病院(200床以上) 4,000,000円 診療所(有床) 800,000円 診療所(無床) 500,000円 歯科診療所 500,000円 薬局 300,000円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市福祉・医療事業者応援給付金(医療分野)支給事業実施要綱 | 保健医療部 | 地域保健課 | 廃止 |

| No. | 名称 | 交付の目的 | 交付先 | 交付対象 | 補助率・補助額 | 補助率等の算定方法 | R6当初予算額(円) | R6補正(流用)額(円) | R6決算額(円) | R6実績(件数) | R7当初予算額(円) | 例規名称 | 所管部等 | 所管課等 | 新設・廃止 |
|-----|---|--|---|--------|---------|--|------------|--------------|-----------|----------|------------|-----------------------------------|-------|-------|-------|
| 108 | 大東市新型コロナウイルス予防接種体制構築支援補助金 | 新型コロナウイルス感染症感染拡大の防止を図るにあたり、安心して新型コロナウイルスの接種を受けられる体制を構築するため | 補助対象者 | 団体:その他 | その他 | ワクチン接種を行った補助対象者からの請求により補助金を交付する | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市新型コロナウイルスワクチン予防接種体制構築支援補助金交付要綱 | 保健医療部 | 地域保健課 | 廃止 |
| 109 | 禁煙外来治療費助成事業 | 受動喫煙に伴う子ども及び妊婦の健康被害を防止及び禁煙に取り組み市民を支援するため、健康保険が適用される禁煙外来治療を受診した者に対し、治療に要した費用の一部を助成する。 | 補助対象者 | 個人 | その他 | 申請者が支払った費用の合計額とする。ただし、当該助成金の額は、20,000円を限度とし、予算の範囲内で交付する | 600,000 | △ 580,000 | 12,470 | 1 | 600,000 | 大東市禁煙外来治療費助成金交付要綱 | 保健医療部 | 地域保健課 | |
| 110 | 帯状疱疹任意接種費用助成事業 | 65歳以上の大東市民が帯状疱疹予防接種を任意接種で受けた費用の一部を償還払い形式で補助する | 申請者 | 個人 | 定額補助 | 令和7年1月以降に任意接種で受けた帯状疱疹ワクチンの接種費用の一部を申請があった市民に、償還払いで助成する。生永型ワクチンは4,000円、組換え帯状疱疹ワクチンは1回当たり10,000円の一律の助成。 | 0 | 12,160,000 | 1,600,000 | 199 | 8,240,000 | 大東市帯状疱疹ワクチン任意接種費用助成金交付要綱 | 保健医療部 | 地域保健課 | 新設 |
| 111 | 不育症検査費・不育治療費助成事業 | 不育症検査費・不育治療費助成金 | 市民 | 個人 | その他 | 助成対象となる不育治療に係る検査費・治療費・薬剤費のうち、自己負担額の合計の1/2を1年度あたり夫婦一組につき30万円を限度に助成 | 300,000 | 0 | 62,564 | 1 | 300,000 | 大東市不育治療・不育検査費用助成金交付要綱 | 保健医療部 | 地域保健課 | |
| 112 | 大東市隣接地等取得費補助金 | 長期にわたり空家、空地となる可能性が高い狭小地の有効な利活用を促し、ゆとりある安全で安心な住宅地を形成することによって、防災、景観等の住環境に寄与するため | ①現住宅地の所有者、現住宅地の所有者の2親等以内の直系親族又は現住宅地の所有者の配偶者の2親等以内の直系親族の内、要件を満たす者。 | 個人 | 定率補助 | ・測量費用及び明示費用の1/2 ・登記費用の1/2 ・不動産仲介手数料の1/2 ・不動産取得費用の1/10 ※上記の合計額で最大50万円 | 1,500,000 | 0 | 243,000 | 1 | 1,500,000 | 大東市隣接地等取得費補助金交付要綱 | 都市経営部 | 都市政策課 | |
| 113 | 大東市隣接地等取得費補助金 | 長期にわたり空家、空地となる可能性が高い狭小地の有効な利活用を促し、ゆとりある安全で安心な住宅地を形成することによって、防災、景観等の住環境に寄与するため | ②宅建建物取引業法第3条第1項の免許を受けて宅建建物取引業を営み、要件を満たす者。 | 団体:その他 | 定率補助 | ・測量費用及び明示費用の1/2 ・登記費用の1/2 ・不動産仲介手数料の1/2 ・不動産取得費用の1/10 ※上記の合計額で最大50万円 | 1,500,000 | 0 | 0 | 0 | 1,500,000 | 大東市隣接地等取得費補助金交付要綱 | 都市経営部 | 都市政策課 | |
| 114 | 大東市既存民間建築物耐震診断補助金 | 本市に存する建築物の耐震化を促進するため | 建築物の所有者 | 個人 | 定率補助 | 【本造住宅(長屋、併用住宅、共同住宅を含む。) ・耐震診断に要した費用の10/11以内の額 ※限度額5万円/戸 【非本造住宅(専門住宅、併用住宅) ・耐震診断に要した費用の1/2以内の額 ※限度額2万7千円/戸 【非本造住宅(長屋住宅、共同住宅) ・耐震診断に要した費用の1/2以内の額 ※限度額100万円/棟 【特定既存耐震不適格建築物 ・耐震診断に要した費用の1/2以内の額 ※限度額100万円/棟 | 2,500,000 | 5,000,000 | 4,200,000 | 84 | 4,500,000 | 大東市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱 | 都市経営部 | 都市政策課 | |
| 115 | 大東市既存木造住宅耐震改修補助金 | 本市に存する木造住宅の耐震改修を促進するため | 建築物の所有者 | 個人 | その他 | ・耐震設計に要した7割若しくは補助限度額10万円の低い額(ただし耐震改修工事を行う場合のみ) ・耐震改修工事(耐震シェルター設置工事を含む)に要する費用若しくは補助限度額90万円の低い方の額 | 4,900,000 | 10,000,000 | 4,000,000 | 4 | 10,200,000 | 大東市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱 | 都市経営部 | 都市政策課 | |
| 116 | 大東市子育て世代転入促進三世代同居等補助金 | 本市内における子ども世帯と親世帯との三世代同居等を促進し、高齢期及び子育て期を安心して過ごすための居住地の選択を支援することにより、人口の増加による活力あるまちづくりの推進及び地域経済の活性化に資するため | 大東市外に1年以上居住し、親世帯(市内に3年以上居住)と三世代同居もしくは近居をするために新たに住宅の新築または購入し、住民票異動を行い転入する子ども世帯 | 個人 | 定額補助 | ・同居 300,000円 ・近居 200,000円 | 6,000,000 | 0 | 3,700,000 | 18 | 0 | 大東市子育て世代転入促進三世代同居等補助金交付要綱 | 都市経営部 | 都市政策課 | 廃止 |
| 117 | 大東市三世代同居等転入給付金 大東市三世代同居等市内転居給付金 大東市三世代同居等住宅取得等補助金 | 本市内における子ども世帯と親世帯との三世代同居等を促進し、高齢期及び子育て期を安心して過ごすための居住地の選択を支援することにより、人口の増加による活力あるまちづくりの推進及び地域経済の活性化に資するため | 【市外転入】 ・大東市外に1年以上居住し、親世帯(市内に3年以上居住)と三世代同居等するために、平成27年7月1日から令和3年4月30日までの間に新たに住民票異動を行い転入する子ども世帯 ・大東市外に1年以上居住し、親世帯(市内に3年以上居住)と三世代同居等するために、平成30年7月1日から令和3年4月30日までの間に新たに住民票異動を行い転入する親世帯 【市内転居】 大東市内に1年以上居住し、親世帯(市内に3年以上居住)と三世代同居等するため、平成28年1月1日から令和3年4月30日までの間に新たに住民票異動を行い市内で転居する子ども世帯 | 個人 | 定額補助 | ・転入、転居に要する費用 基本額(引越代相当額)・・・最大10万円 ・住宅の新築又は購入に要する費用 住宅の増築、改装、リフォームに要する費用 加算額・・・最大40万円(3年分割払い) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市三世代家族推進事業実施要綱 | 都市経営部 | 都市政策課 | 廃止 |

| No. | 名称 | 交付の目的 | 交付先 | 交付対象 | 補助率・補助額 | 補助率等の算定方法 | R6当初予算額(円) | R6補正(流用)額(円) | R6決算額(円) | R6実績(件数) | R7当初予算額(円) | 例規名称 | 所管部等 | 所管課等 | 新設・廃止 |
|-----|---------------------|---|------------------------------------|----------|---------|--|------------|--------------|------------|----------|------------|--------------------------------|--------|-------|-------|
| 118 | 大東市子育て世代空家リフォーム補助金 | 貴重な資源である空家の有効活用を支援し、空家の解消を促進するとともに、本市への子育て世代の人口流入を促進し、活力あるまちづくりの推進及び地域経済の活性化に資するため | | 個人 | 定額補助 | リフォーム工事に要する費用に3分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)又は100万円のいずれか低い方の額 | 2,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市子育て世代空家リフォーム補助金交付要綱 | 都市経営部 | 都市政策課 | 廃止 |
| 119 | 大東市空家リフォーム補助金 | 空家の有効活用を支援し、空家の解消を促進するため | | 個人 | 定額補助 | 1住戸20万円 (長屋の場合は1棟の上限を50万円とする) ※ただし、工事費の1/2以内とする。 | 400,000 | 0 | 800,000 | 4 | 0 | 大東市空家リフォーム補助金交付要綱 | 都市経営部 | 都市政策課 | 廃止 |
| 120 | 大東市木造住宅除却補助金 | 耐震性の不足している木造住宅の建替えを促進し、もって地震による本市内の人的及び物的な被害の軽減を図るため | | 個人 | 定額補助 | 1戸建て住宅:最大30万円 長屋住宅及び共同住宅:1住戸30万円又は1棟90万円を限度 | 16,500,000 | 0 | 10,200,000 | 22 | 16,500,000 | 大東市木造住宅除却補助金交付要綱 | 都市経営部 | 都市政策課 | |
| 121 | 大東市崖地近接等危険住宅移転事業補助金 | 崖の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する住宅の移転を促進するため | 建築物の所有者 | 個人 | その他 | 【除却】除却工事に要する経費(除却費)(上限額「当該年度の国土省住宅局通知に定める除却工事費×延床面積」) 【除却】除却工事に要する経費(引越費用等)(上限額975,000円) 【建設】移転先の住居の建設又は改修に係る利子の総額(上限額3,250,000円) 移転先の住居の土地の購入に係る利子の総額(上限額960,000円) | 8,502,000 | 0 | 0 | 0 | 8,609,000 | 大東市崖地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱 | 都市整備部 | 開発指導課 | |
| 122 | バスカードシステム整備事業補助金 | 公共交通機関の利用環境を整備し、利便性の向上を図るとともに、バスの利用を促進することで交通渋滞の緩和、地域環境の改善を行うため | 市内を運行している路線バス事業者 | 団体:ハード補助 | 定率補助 | プリペイド方式のカード読取装置、カードエンコーダー及びデータ処理機の整備に係る経費に10分の1を乗じて得た額を予算の範囲内で交付 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市バスカードシステム整備事業補助金交付要綱 | 都市整備部 | 交通政策課 | |
| 123 | 阪奈生駒線運行補助金 | 住道駅前・生駒登山口間を結ぶ民間バス路線の運行を維持し、市民等の利便性を確保するため | 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者 | 団体:運営費補助 | 全額補助 | 「年間運行経費」-「運営収入」=「補助金額」とし、予算の範囲内で交付 | 19,445,000 | △ 470,000 | 17,963,738 | 1 | 20,222,000 | 大東市一般乗合旅客自動車運送事業阪奈生駒線運行補助金交付要綱 | 都市整備部 | 交通政策課 | |
| 124 | 交通事業者支援金交付金 | 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、厳しい事業環境にある地域公共交通について、現在及び将来にわたる安定的な運行の維持・継続を図る観点から、交通事業者に対し、交通事業者支援金を交付することにより、引き続き安心して利用できる移動手段を確保するため | ・市内交通事業者 ・市公共交通事業者受託事業者 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | ・市内交通事業者 乗車定員10人以下 100,000円 乗車定員11人以上 200,000円 ・市公共交通事業者受託事業者 乗車定員5人以下 100,000円 乗車定員6人以上10人以下 200,000円 乗車定員11人以上 400,000円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市交通事業者支援金交付要綱 | 都市整備部 | 交通政策課 | |
| 125 | 大東市道路後退用地の寄付に係る補助金 | 東部地域において、後退用地の寄付を促進し、当該道路を市道とすることにより交通の安全性及び利便性を高め、生活環境の向上を図るため | 後退用地の所有者 | 個人 | その他 | 後退用地の境界確定、分筆、拡幅に要した費用(上限500,000円を限度とする) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市道路後退用地の寄付に係る補助金交付要綱 | 都市整備部 | 道路課 | |
| 126 | 野崎駅周辺総合計画推進協議会補助金 | 野崎駅周辺地域の生活環境の改善、山地の保全等に関する事業計画を円滑に実施し、地域における住民の生活の安定向上等に寄与すること | 野崎駅周辺総合計画推進協議会 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 補助金の額は100,000円とし、予算の範囲内で交付 | 100,000 | 0 | 79,979 | 1 | 100,000 | 大東市野崎駅周辺総合計画推進協議会補助金交付要綱 | 都市経営部 | 都市政策課 | |
| 127 | 大東市農業用さく井事業補助金 | 農業と調和した良好な都市環境の確保を図るため | 市民 | 個人 | 定率補助 | さく井事業に要した費用の2分の1以内において、予算の範囲内で定める額 上限額1件当たり10,000,000円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市農業用さく井事業補助金交付要綱 | 産業・文化庁 | 産業経済室 | |
| 128 | 大東市農業振興補助金 | 地域農業の振興と農地の確保及び有効利用を図るため | 大阪東部農業協同組合 | 団体:ソフト補助 | 定額補助 | 630,000円 | 630,000 | 0 | 630,000 | 1 | 630,000 | 大東市農業振興補助金交付要綱 | 産業・文化庁 | 産業経済室 | |
| 129 | 大東市多面的機能支払交付金 | 農地維持活動又は資源向上活動を通じて、大東市に存する農用地、水路、農道等の地域資源、農村環境の保存及び農地の有効活用を図るため | 認定農業者団体等 | 団体:その他 | その他 | 事業対象となる農用地に、地目に応じた単価を乗じて得た額のうち、予算の範囲内 *農用地の面積は、10アールで除して得た数(その数に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数) | 128,000 | 0 | 127,980 | 1 | 147,000 | 大東市多面的機能支払交付金交付要綱 | 産業・文化庁 | 産業経済室 | |

| No. | 名称 | 交付の目的 | 交付先 | 交付対象 | 補助率・補助額 | 補助率等の算定方法 | R6当初予算額(円) | R6補正(流用)額(円) | R6決算額(円) | R6実績(件数) | R7当初予算額(円) | 例規名称 | 所管部等 | 所管課等 | 新設・廃止 |
|-----|----------------------|---|---------------|----------|---------|--|------------|--------------|-----------|----------|------------|--------------------------|--------|-------|-------|
| 130 | 大東市経営所得安定対策等推進事業補助金 | 農業経営の改善と自給率の向上を目指すことを目的とする経営所得安定対策及び水田活用の直接支払を円滑に推進するため | 大東市農業再生協議会 | 団体:ソフト補助 | 全額補助 | 大東市農業再生協議会が実施する経営所得安定対策等推進事業に要する経費のうち、予算の範囲内で定める額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市経営所得安定対策等推進事業補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | |
| 131 | 大東市有害鳥獣被害防止対策に係る補助金 | イノシシ等の有害鳥獣による農作物への被害を防止し、農業経営の安定に資するため | 大阪東部農業協同組合 | 団体:ハード補助 | 定率補助 | 資材購入費の3分の1以内とし、予算の範囲内 上限額 年額200,000円 | 53,000 | 0 | 25,000 | 1 | 105,000 | 大東市有害鳥獣被害防止対策に係る補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | |
| 132 | 大東市商店街等共同施設整備事業補助金 | 本市の商業基盤を強化し、商店街の活性化を促進するため | 商店街振興組合 等 | 団体:ハード補助 | 定率補助 | アーケード等の場合は、建設若しくは取得に要する経費の15%。 防犯カメラ等の場合は、機器経費及び工事費の50%。 ともに、限度額は3,000,000円 | 0 | 1,435,000 | 1,435,000 | 1 | 896,000 | 大東市商店街等共同施設整備事業補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | |
| 133 | 大東市事業資金融資信用保証料に係る補助金 | 市内中小企業の債務負担を軽減するため | 中小企業者 | 団体:その他 | その他 | 融資の種類により、以下のいずれかの手法で算定。 ①保証料の2分の1(50,000円限度) ②信用保証料の額又は100,000円のいずれか低い方 | 50,000 | 0 | 50,000 | 1 | 50,000 | 大東市事業資金融資信用保証料に係る補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | |
| 134 | 大東商工会議所に対する補助金 | 市内における商工業の総合的改善及び発達を図るため | 大東商工会議所 | 団体:ソフト補助 | その他 | 補助対象事業対象経費相当額(全額又は定率) | 5,800,000 | 0 | 5,800,000 | 2 | 5,800,000 | 大東商工会議所に対する補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | |
| 135 | 大東市商業連合会の運営に対する補助金 | 市内における小売業者の健全な発展を図るため | 大東市商業連合会 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 50,000円 | 50,000 | 0 | 50,000 | 1 | 50,000 | 大東市商業連合会に対する補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | |
| 136 | 大東市北河内地域労働者福祉協議会補助金 | 労働者の福祉活動及び本市の労働福祉政策を推進するため | 北河内地域労働者福祉協議会 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 192,000円 | 192,000 | 0 | 192,000 | 1 | 192,000 | 大東市北河内地域労働者福祉協議会補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | |
| 137 | 地域を支える商店街事業 | 商店街等のにぎわいや魅力を創出し、もって本市商業の振興及び地域の活性化を図るため | 商店街 | 団体:運営費補助 | 定率補助 | 補助対象経費の合計額に5分の4を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は300,000円のいずれか低い方 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市地域を支える商店街支援事業補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | 廃止 |
| 138 | 大東市若年者就業体験講習助成金 | 若年者の就労意欲を高め、職業定着を促進するため | 受入事業者及び受講者 | 団体:ソフト補助 | 定額補助 | ・受入事業者:受講生1人当たり5,000円に実習実施日数を乗じて得た額 ・受講者:実習受講日数に5,000円を乗じて得た額 ・ともに受講生1人当たり上限50,000円。 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市若年者就業体験講習助成金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | 廃止 |
| 139 | 大東市中小企業後継者育成支援補助金 | 中小企業者の後継者育成を図るための研修に参加する経費の軽減を図るため | 中小企業者 等 | 団体:ソフト補助 | 定率補助 | 受講料の2分の1 (1受講者当たり50,000円を限度とする) | 50,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市中小企業後継者育成支援補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | 廃止 |
| 140 | 大東市中小企業人材スキルアップ支援補助金 | 中小企業者が従業員のスキルアップを図るための研修に要する経費の軽減を図るため | 中小企業者 等 | 団体:ソフト補助 | 定率補助 | 受講料の2分の1 (1受講者当たり60,000円を限度とする) | 506,000 | 0 | 88,000 | 2 | 422,000 | 大東市中小企業人材スキルアップ支援補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | |
| 141 | 大東市中小企業連携支援補助金 | 中小企業者が互いに連携することで、市内中小企業の競争力の強化を図るため | 中小企業者のグループ 等 | 団体:ソフト補助 | 定率補助 | 新製品の開発又は技術開発事業等に係る経費の2分の1相当額。 (500,000円を限度とする) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市中小企業連携支援補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | 廃止 |
| 142 | 大東市中小企業技術開発支援補助金 | 中小企業者の技術開発等を支援し、もって市内中小企業の競争力強化を図るため | 中小企業者 等 | 団体:ソフト補助 | 定率補助 | 技術開発事業等に係る経費の2分の1相当額。 (300,000円又は100,000円を限度とする) | 300,000 | 0 | 0 | 0 | 300,000 | 大東市中小企業技術開発支援補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | |

| No. | 名称 | 交付の目的 | 交付先 | 交付対象 | 補助率・補助額 | 補助率等の算定方法 | R6当初予算額(円) | R6補正(流用)額(円) | R6決算額(円) | R6実績(件数) | R7当初予算額(円) | 例規名称 | 所管部等 | 所管課等 | 新設・廃止 |
|-----|----------------------|---|-----------------------|----------|---------|---|------------|--------------|------------|----------|------------|-------------------------------|--------|-------|-------|
| 143 | 大東市商品券発行事業補助金 | 本市商業の活性化を図り、市民生活の向上に寄与するため | 大東商工会議所 | 団体:その他 | 全額補助 | 商品券の発行に要する経費及びプレミアムとして付加した額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市市内共通商品券発行事業補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | |
| 144 | 大東市未来人材奨学金返還支援補助金 | 若年層の労働人口を本市内へ流入させ、定住を促進するとともに、中小企業への就業を促進するため | 市民 | 個人 | 定率補助 | 補助金を受けようとする期間に返還した奨学金等の額に2分の1を乗じて得た額(上限額75,000円) | 9,883,000 | 0 | 7,396,000 | 138 | 7,163,000 | 大東市未来人材奨学金返還支援補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | |
| 145 | 大東市企業立地促進補助金 | 本市における企業の立地を促進するため | 事業者 | 団体:その他 | その他 | (1)新たに取得した土地に係る固定資産税等の額に2分の1を乗じて得た額 (2)新たに賃借した土地の面積に、地域毎に定める額を乗じて得た額等 (一事業者当たり1年度10,000,000円を限度とし、5年度間の合計額は50,000,000円を限度とする) | 22,000,000 | △142,000 | 15,095,000 | 31 | 20,316,000 | 大東市企業立地促進条例 | 産業・文化部 | 産業経済室 | |
| 146 | 大東市障害者等インターンシップ助成金 | 障害者等の就労意欲を高め、就労後の職場定着の促進を図るため | 市民 | 個人 | その他 | インターンシップ生が事業に参加した時間に750円を乗じて得た額(48,000円を超えるときは、48,000円とする) | 135,000 | 0 | 135,000 | 5 | 135,000 | 大東市障害者等インターンシップ事業の実施及び助成金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | |
| 147 | 大東市夢をかなえる起業応援補助金 | 本市内の創業を促進し、本市内の産業の活性化を図るため | 個人又は法人 | 団体:その他 | 定額補助 | 100,000円 | 3,700,000 | 0 | 3,200,000 | 32 | 3,100,000 | 大東市夢をかなえる起業応援補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | |
| 148 | 大東市小規模事業者経営改善資金利子補給金 | 市内の小規模事業者の経営の安定と発展を図るため | 中小企業者等 | 団体:その他 | その他 | 毎年1月1日(令和2年にあつては、同年1月29日)から12月31日までの間に日本政策金融公庫へ支払ったマル経融資に係る約定利息(返済遅延により加算された延滞利息を除く。)の額 ※利子補給金の交付の対象となる期間は、約定利息の支払の1回目から36回目までとする。 | 258,000 | 0 | 15,737 | 1 | 165,000 | 大東市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | |
| 149 | 大東市テレワーク導入支援補助金 | 市内の中小企業者におけるテレワーク用通信機器の導入の促進を図るため | 中小企業者等 | 団体:ハード補助 | その他 | 「厚生労働省所管の働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)の交付対象となる取組の実施に要した経費の額から交付の決定を受けた金額を控除し、2で除して得た額(100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)又は500,000円のいずれか低い額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市テレワーク導入支援補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | 廃止 |
| 150 | 大東市事業者支援金 | 新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を及ぼしているもの、国や大阪府の支援金給付の対象外となっている本市内の事業者等に対し、事業の継続を図るため | 中小企業者等 | 団体:その他 | 定額補助 | 中小法人等:200,000円 個人事業主:100,000円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市事業者支援金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | 廃止 |
| 151 | 大東市雇用維持助成金 | 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた状況下において、従業員の雇用の維持を図るため | 中小企業者等 | 団体:その他 | 定額補助 | 中小企業者(小規模企業者を除く.):300,000円 小規模企業者:200,000円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市雇用維持助成金交付要綱 | 産業・文化部 | 産業経済室 | 廃止 |
| 152 | 大東市イルミネーションイベント補助金 | 子育て世代の定住・流入や賑わい創出を通じた交流人口の増加を図るべく、シビックプライドの醸成及びシティープロモーションの推進を目的として実施する大東市イルミネーションイベントを支援するため | 大東市イルミネーションイベント実行委員会 | 団体:運営費補助 | 全額補助 | 企画及び運営に要する費用で予算の範囲内 | 9,900,000 | 0 | 9,900,000 | 1 | 8,900,000 | 大東市イルミネーションイベント補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 観光振興課 | |
| 153 | 大東市武者行列イベント補助金 | 本市の歴史的資源を活用したまちづくりにおけるキーコンテンツである「三好長慶」と「飯盛城」の認知度向上に資するイベントを実施するため | 三好長慶公武者行列in大東実行委員会 | 団体:運営費補助 | 全額補助 | 企画及び運営に要する費用で1,500,000円を限度とする予算の範囲内 | 1,500,000 | 0 | 1,500,000 | 1 | 1,500,000 | 大東市武者行列イベント補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 観光振興課 | |
| 154 | のぎまじり活性化補助金 | のぎまじりの期間中に係る周辺地域の治安維持や安全衛生対策を講じるとともに、市内外からの来訪者の増加促進策を講じることにより、大東、学研都市線沿線における伝統行事であるのぎまじりの賑わいを後世に継承し、地域の活性化につなげるため | のぎまじり活性化実行委員会 | 団体:運営費補助 | 全額補助 | 企画及び運営に要する費用で予算の範囲内 | 3,650,000 | 0 | 3,650,000 | 1 | 3,650,000 | 大東市のぎまじり活性化実行委員会補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 観光振興課 | |
| 155 | 大東市指定文化財保存事業補助金 | 大東市文化財保護条例の規定に基づいて指定された文化財等(以下「指定文化財」という。)(又は選定された保存技術(以下「選定保存技術」という。))の保存、継承及び活用のため | 指定文化財の所有者又は選定保存技術の保持者 | 個人 | 定率補助 | 対象となる事業に要する費用に、以下に掲げる区分ごとに補助率を乗じた額。予算の範囲内で決定。上限額3,000,000円。 (1)建造物、美術工芸品①保存修理:2分の1②防災:3分の1(2)史跡、名勝及び天然記念物①保存修理:2分の1②標識、説明板、境界杭、囲柵の設置又は防災:3分の1(3)その他指定文化財又は選定保存技術で、保存又は公開のための事業のうち市長が特に必要と定めたもの:市長が別に定める率 | 0 | 0 | 0 | 0 | 581,000 | 大東市指定文化財保存事業補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 生涯学習課 | |

| No. | 名称 | 交付の目的 | 交付先 | 交付対象 | 補助率・補助額 | 補助率等の算定方法 | R6当初予算額(円) | R6補正(流用)額(円) | R6決算額(円) | R6実績(件数) | R7当初予算額(円) | 例規名称 | 所管部等 | 所管課等 | 新設・廃止 |
|-----|--------------------------|---|---|----------|---------|---|---------------------------|----------------|---------------------------|----------------|---------------------------|--|---------|----------|-------|
| 156 | 大東市社会教育活動に対する補助金 | 社会教育の充実を図るため | (1)大東市スカウト協議会 (2)大東市こども会育成連絡協議会 | 団体:ソフト補助 | 定額補助 | 事業に係る補助対象経費の額から当該事業に係る収入の額を差し引いた額。予算の範囲内で交付。上限額(1)60,000円(2)1及び2の合計額(1)活動運営補助150,000円(2)大東市単位こども会活動運営補助1単位あたり10,000円) | (1) 50,000 (2) 410,000 | (1) 0 (2) 0 | (1) 50,000 (2) 410,000 | (1) 1 (2) 1 | (1) 50,000 (2) 410,000 | 大東市社会教育活動に対する補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 生涯学習課 | |
| 157 | 大東市市民文化自主事業に関する補助金 | 優れた舞台芸術の提供により市民文化の振興を図るため | 大東市文化協会 | 団体:ソフト補助 | 全額補助 | 公演に要する経費の総額から当該公演に係る収入の額を減じた額。予算の範囲内で交付 | 7,580,000 | △ 2,300,000 | 4,183,643 | 7 | 7,580,000 | 大東市市民文化自主事業に関する補助金交付要綱 | 産業・文化部 | 生涯学習課 | |
| 158 | 大東市社会教育活動に対する補助金 | 社会教育活動の充実を図るため | 大東市体育協会 大東市スポーツ少年団 | 団体:ソフト補助 | 定額補助 | 大東市体育協会240,000円、大東市スポーツ少年団100,000円を上限として、事業に係る補助対象経費の額から当該事業に係る収入の額を差し引いた額 | 340,000 | 0 | 340,000 | 2 | 340,000 | 大東市社会教育活動に対する補助金交付要綱 | 産業・文化部 | スポーツ振興課 | |
| 159 | 大東市議会議員厚生会補助金 | 大東市議会議員の健康保持及び福利の増進を図るため | 市議会議員 | 団体:運営費補助 | 全額補助 | 健康管理事業及び会議費(未庁者・来客者用に限定)の実費 | 306,000 | 0 | 252,097 | 17 | 306,000 | 大東市議会議員厚生会補助金交付要綱 | 議会事務局 | 議会事務局 | |
| 160 | 政務活動費 | 地方自治法第100条第14項～16項の規定に基づき、地方議会の活性化のために地方議員の調査活動基盤の充実強化を図るため | 市議会議員 | 団体:その他 | 定額補助 | 月額 会派交付…80,000円×所属議員数 個人交付…80,000円 | 16,320,000 | △ 669,000 | 10,955,782 | 16 | 16,320,000 | 大東市議会政務活動費の交付に関する条例 大東市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則 | 議会事務局 | 議会事務局 | |
| 161 | 大東市外国人学校就学補助金 | 外国人学校に在学している外国人児童・生徒の保護者で経済的に困窮している世帯の負担を軽減するため | 外国人学校に在学している外国人児童・生徒の保護者のうち、経済的に困窮しているもの | 個人 | その他 | 本市で実施している、就学援助(学校管理課所管)と同等の内容の金額を対象者に補助する | 72,000 | 0 | 0 | 0 | 72,000 | 大東市外国人学校就学補助金交付要綱 | 教育総務部 | 教育総務課 | |
| 162 | 大東市社会教育活動に対する補助金 | 社会教育の充実を図るため | 大東市PTA協議会 | 団体:ソフト補助 | 定額補助 | 事業に係る補助対象経費の額から当該事業に係る収入の額を差し引いた額。予算の範囲内で交付。上限額50,000円 | 50,000 | 0 | 0 | 0 | 50,000 | 大東市社会教育活動に対する補助金交付要綱 | 教育総務部 | 家庭・地域教育課 | |
| 163 | 大東市人権教育研究協議会補助金 | 教職員自らが豊かな人権感覚を身に付ける等、本市教職員の資質向上を図るため | 大東市人権教育研究協議会 | 団体:運営費補助 | 全額補助 | 団体の運営に係る経費の一部とし、予算の範囲内で交付 | 1,050,000 | 0 | 1,049,650 | 3 | 1,050,000 | 大東市人権教育施策の協力団体に対する補助金交付要綱 | 学校教育政策部 | 指導・人権教育課 | |
| 164 | 大東市在日外国人教育研究協議会補助金 | 本市各校園の国際理解教育や在日外国人教育の研究活動を発展させ、教育内容を充実させるため | 大東市在日外国人教育研究協議会 | 団体:運営費補助 | 全額補助 | 団体の運営に係る経費の一部とし、予算の範囲内で交付 | 300,000 | 0 | 300,000 | 1 | 300,000 | 大東市人権教育施策の協力団体に対する補助金交付要綱 | 学校教育政策部 | 指導・人権教育課 | |
| 165 | 大東市遠距離児童・生徒通学費補助金 | 遠距離通学により大東市立小・中学校に通学する児童又は生徒に対する保護者の負担の軽減を図るため | 大字龍間から大東市立四条小学校及び四条中学校までバス通学をしている児童等の保護者 | 個人 | 全額補助 | 通学するにあたり最も経済的かつ合理的と認められる通学経路及び期間に係る定期金額及び定期有効期間外に実際に通学した日数分の運賃の金額 | 1,142,000 | 0 | 897,550 | 15 | 934,000 | 大東市遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱 | 学校教育政策部 | 指導・人権教育課 | |
| 166 | 大東市英語検定料補助金 | 生きて使える英語力の育成という目標達成に向けて英検S・OBTの受験料を補助し取得向上をめざすため | 大東市立中学校に在籍する生徒のうち、大東市教育委員会が実施する検定に合格した者の保護者 | 個人 | 全額補助 | 大東市英語検定料補助金交付要綱に基づき、検定料の支払い証明書および口座情報の提示を行ったものにそれぞれの検定級に応じた補助額を交付 | 2,135,000 | 0 | 1,279,100 | 148 | 2,403,000 | 大東市英語検定料補助金交付要綱 | 学校教育政策部 | 指導・人権教育課 | 新設 |
| 167 | 大東市部活動地域移行に係る指導者資格取得等補助金 | 部活動の専門的な活動の質の向上や教員の負担軽減を図るため | 大東市立中学校における休業日の部活動のうち、地域に移行する部活動を指導する者 | 個人 | 全額補助 | 大東市部活動地域移行に係る指導者資格取得等補助金交付要綱に基づき、講習修了書類、その他受験に要した費用の書類の提示を行ったものにそれぞれの受講料に応じた補助額を交付 | 300,000 | 0 | 75,330 | 1 | 200,000 | 大東市部活動地域移行に係る指導者資格取得等補助金交付要綱 | 学校教育政策部 | 指導・人権教育課 | 新設 |
| 168 | 大東市教職員厚生会補助金 | 教職員厚生会で行う、福利厚生事業等の運営費を助成する | 大東市教職員厚生会 | 団体:運営費補助 | 定額補助 | 上限315,000円として、教職員厚生会で行う、福利厚生事業等の運営費を助成する | 315,000 | 0 | 315,000 | 1 | 315,000 | 大東市教職員厚生会補助金交付要綱 | 学校教育政策部 | 教職員課 | |

| No. | 名称 | 交付の目的 | 交付先 | 交付対象 | 補助率・補助額 | 補助率等の算定方法 | R6当初予算額 (円) | R6補正 (流用)額 (円) | R6決算額 (円) | R6実績 (件数) | R7当初予算 額 (円) | 例規名称 | 所管部等 | 所管課等 | 新設・ 廃止 |
|-----|-----------------------|---|--------------|--------|---------|--|----------------|----------------------|--------------|--------------|--------------------|------------------------------|---------|----------|-----------|
| 169 | 大東市文化行事等参加児童・生徒交通費補助金 | 大東市立小・中学校に在籍する児童又は生徒が、実施場所にかかわらず継続的に市又は大東市教育委員会が主催する文化行事等に参加する機会を確保するため | 申請者(大東市立学校長) | 団体:その他 | 全額補助 | 最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により算出された対象児童等が在籍する学校から文化行事等が実施される場所までの往復に要する交通費の全額とし、予算の範囲内で交付 | 0 | 124,000 | 32,690 | 7 | 108,000 | 大東市文化行事等参加児童・生徒交通費補助金交付要綱 | 学校教育政策部 | 教育研究所 | 新設 |
| 170 | 第3節融資あっ旋制度 | 水洗便所改造成成金融あっ旋に伴う利息補助 | 申請者 | 個人 | その他 | 前年度の3月1日付け日本銀行公表の長期プライムレートを適用 | 10,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大東市上下水道局下水道施設の整備及び管理に関する取扱要綱 | 上下水道局 | お客さまセンター | |
| 171 | 水洗便所改造成成金 | 水洗便所普及促進による環境衛生の向上 | 申請者 | 個人 | 定額補助 | 処理区域公示後3年以内に行う改造成工のうち、公示後一年以内の着工については1件あたり10,000円、一年以降の着工は1件あたり6,000円とする。 | 220,000 | 0 | 0 | 0 | 220,000 | 大東市水洗便所改造成成金助成条例 | 上下水道局 | お客さまセンター | |